

○ 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて（平成十三年二月十四日国河防第二十三号国土交通省河川局防災課長通知）

改 正 案	現 行
<p>一部改正 令和二年三月 日 国水防第 号</p> <p>（現行のとおり）</p>	<p>標記については、災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適性かつ迅速な施行を図るため、今後、下記により対応することとしたので通知する。</p> <p>なお、「災害復旧事業にかかる事前協議の取扱いについて」（昭和五十年二月二十五日建設省河防発第三十七号建設省河川局防災課長通知）は廃止する。</p> <p>おつて、貴管内市（指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方 記 お願いする。</p> <p>一 現地における査定の円滑な執行に資するため、地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所について、河川局防災課では事前打合せについて、積極的に対応することとした。ただし、公 共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年建設省運輸 省令第十四号）第十五条の規定により地方整備局長等が工事費の決定を 行うことと思われる箇所については、地方局で対応することとなるの で、念のため申し添える。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>なお、事前打合せを行う必要があると認められる箇所としては、以下の箇所が想定されるので参考とされたい。</p> <p>イ 一定災として申請する箇所（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱昭和三十一年十二月十日建設省発河第百十四号建設事務次官通知。以下「要綱」という。）第三第二号ト及び第十五の二第二号に掲げる一定計画のもとに施行する工事として申請する箇所）</p> <p>ロ 査定前に緊急に施行する必要がある箇所</p> <p>ハ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条各号に掲げる公共土木施設のうち次に掲げる施設に係るもの</p> <p>（1） 地すべり防止施設</p> <p>（2） 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>（3） 海岸（離岸堤、消波工等の沈下に伴う補充のみの工事は除く。）</p> <p>ニ 工事竣功後一年に満たないもの</p> <p>ホ 降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの</p> <p>ヘ 要綱第三第二号ホの越水させない原形復旧を適用するもの</p>

改正案	現行
<p>ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>ト 橋梁災害復旧工事（補強的な工事を除く。）</p> <p>チ ダムに係る災害</p> <p>リ 流木の堆積に係る災害</p> <p>ヌ 特殊な災害や特殊な構造物</p> <p>ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所</p> <p>二 打合せに係る公共土木施設災害復旧事業について、これを公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用対象事業として採択することの可否及びその工事費の範囲については、査定により決定するものとする。</p> <p>三 この通知は、平成十三年一月六日以降に打合せを行うものから適用する。</p>

※下線部分は、変更部分